

尼崎市教育委員会 11月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和2年11月24日 午後3時38分～午後5時54分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	松本 眞
	教育長職務代理者	磯田 雅司
	委員	仲島 正教
	委員	徳山 育弘
	委員	太田 垣亘世

3 出席した事務局職員等

教育次長	白畑 優
管理部長	梅山 耕一郎
施設担当部長	山口 泰範
社会教育部長	安田 博之
企画管理課長	中島 章仁
職員課長	中道 隆広
施設課長	松崎 純治
設備整備担当課長	鯛島 憲治
スポーツ推進課長	荻田 昭憲
歴史博物館長	伊元 俊幸
生涯、学習！推進課長	大前 仁哉

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第61号 令和2年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (2) 議案第62号 令和3年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について
- (3) 議案第63号 令和3年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について
- (4) 議案第64号 令和3年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について

日程第3 協議・報告

- (1) 生涯学習プラザの取組みについて
- (2) 尼崎市文化財保護審議会への諮問について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後3時38分、教育長は開会を宣した。

松本教育長

本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第61号 令和2年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第61号」は、会議規則第6条の2第1項第2号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。10月定例会及び臨時会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等がありますでしょうか。

松本教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。10月定例会及び臨時会の議事録を、承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、10月定例会及び臨時会の議事録を、承認することにいたします。日程第2「議事」の「議案第62号 令和3年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針について」及び「議案第63号 令和3年度尼崎市立高等学校教職員異動方針について」、「議案第64号 令和3年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。中道職員課長。

職員課長 職員課長でございます。議案第62号から第64号までの3議案について、順にご説明申し上げます。これら3議案は、尼崎市立小・中・特別支援学校・高等学校及び幼稚園教職員の次年度に向けた人事異動に関する基本的な方針を定めようとするものでございます。いずれも、全体的に昨年度とほぼ同様の内容としておりますが、それぞれ主な変更点や重点についてご説明させていただきます。議案書の議62-2「令和3年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針（案）」をお開きください。本案は、兵庫県教育委員会が定める「令和3年度兵庫県公立学校 教職員異動方針」に基づき、本市の実情を勘案し、尼崎市立小学校、中学校、特別支援学校の県費負担教職員の人事異動に係ります基本的な方針や、実施方法を定めるものでございます。令和3年度の本市異動方針（案）について、重点項目及び昨年度からの変更点を中心にご説明いたします。まず、1基本方針といたしまして、昨年度までと同様、学校教育の一層の充実と進展を期し、全市的視野にたつて、公正かつ適切な人事異動を行ってまいります。そのため、(1)適材適所の配置に努めることとし、教職員の能力を最大限に発揮させ、職員構成の適正化を図ります。あわせて、同一校における長期勤務者の異動を引き続き積極的かつ計画的に進めてまいります。また、(2)人事交流の推進について、小学校と中学校との校種間や、学校現場と教育委員会事務局間での人事交流を引き続き推進してまいります。次に、2実施にあたっての留意事項といたしまして、児童生徒が安心して学べる魅力と活力ある学校づくりを進め、ハラスメントのない、働きがいのある風通しの良い職場づくりを進めてまいります。こちらは県の異動

方針の内容を踏まえて今回追記するものであり、人事の活性化により、いじめや体罰のない安心して学べる学校づくりを目指してまいります。また、後段部分になりますが、同一所属又は同一ポストに長期間滞留することから生じうる不祥事を防止し、併せて士気の低下を防ぐことに努めてまいります。取組の具体といたしましては、(1) 配置換えについて、①対象者は、原則として現任校3年以上在勤した者とし、校務運営と次の事項アからウを考慮して計画的に行うこととします。ア 現任校において、8年以上在勤した者は、原則として配置換えする。イ 新規採用後の現任校において、6年在勤した者(現職採用含む)は、配置換えする。ウ 統合校においては、別途協議の上、学校運営に支障がないよう計画的に配置換えを推進する。次に②上記①に該当しない者についても、必要に応じて配置換えの対象とする。③休職中、療養中、派遣中、産前産後休暇中、育児休業中の者は、原則として配置換えの対象としない。④若手管理職ならびに女性管理職の育成を視野に入れた配置換えを積極的に進める。また、市町間の連携や再任用の活用を含めた管理職登用等を進めることを県の異動方針内容を踏まえ追記しております。管理職人事においても他市町との交流を積極的に進めてまいりたいと考えております。⑤幅広い視野を持つ教職員を育成するための異校種への配置換えを積極的に進める。⑥定数減により、配置換えを必要とする場合は、当該学校教職員全体を対象とする。⑦若手、中堅教員を対象として教育委員会事務局との交流を行ってまいります。(2) 過員対策につきまして、児童・生徒数の減少等により、過員が生じ、その過員を解消するための異動を必要とする場合は、原則として全ての教職員を対象とする。(3) 管内外交流につきまして、現任校3年以上在勤した者による1対1の交流を原則といたします。最後に(4) 意見聴取につきまして、異動及び再任用者の配置にあたりましては、教職員構成、本人の希望や介護などその他の事情につきましても、これまでと同様に、校長から本人に十分に意見聴取を行い、市教委といたしましても、できる限りの範囲で希望に沿った人事異動を推進してまいります。以上で議案第62号「令和3年度尼崎市立小・中・特別支援学校教職員異動方針(案)について」の説明となります。

次に議案書の議63-2「令和3年度尼崎市立高等学校教職員異動方針(案)」について、ご説明いたします。本案は、尼崎市立高等学校の人事異動における基本的な方針や実施方法を定めるものでございます。まず、1基本方針といたしまして、昨年度までと同様、学校教育の一層の充実と進展を期し、全市的視野にたつて、公正かつ適切な人事異動を行ってまいります。そのため、(1) 人事の刷新に努めることとし、円滑な学校運営に資するために、適材を適所に配置することにより学校教育の充実を図るとともに、市立高校3校において、各校の特色ある教育の推進に向けた人材配置を進めてまいります。また、(2) 人事交流の推進について、県立学校と市立学校との県市間の人事交流や、学校現場と教育委員会事務局間での人事交流を積極的に推進してまいります。次に、2実施にあたっての留意事項といたしまして、先程の議案第62号と同じく、生徒が安心して学べる魅力と活力ある学校づくりを進め、ハラスメントのない、働きがいのある風通しの良い職場づくりを進めてまいります。こちらは、先程申しました通り、県の異動方針の内容を踏まえて今回追記するものであり、人事の活性化により、いじめや体罰のない安心して学べる学校づくりを目指してまいります。後段部分になりますが、同一所属又は同一ポストに長期間滞留することから生じうる

不祥事を防止し、併せて士気の低下を防ぐことに努めてまいります。取組の具体といたしましては、(1) 配置換えについて、①対象者は、原則として現任校3年以上在勤した者とし、次の事項ア・イを考慮して計画的に行うこととします。ア 現任校において、9年以上在勤した者は、積極的に市立学校間の異動を行う。イ 教育実績・勤務状況・教科の構成等を考慮する。②休職中、療養中、派遣中、産前産後休暇中、育児休業中の者は、原則として配置換えの対象としない。(2) 意見聴取につきまして、小・中・特別支援学校と同様、「異動及び再任用の配置にあたっては、学校の教職員構成、本人の希望、介護等その他の事情について、校長から十分に意見聴取する。」こととしております。以上で議案第63号「令和3年度尼崎市立高等学校教職員異動方針(案)」についての説明となります。

最後に議案書の議64-2「令和3年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針(案)」についてご説明いたします。まず、1基本方針といたしまして、昨年度までと同様、市立幼稚園の一層の充実と進展を期し、全市的視野にたつて、公正かつ適切な人事異動を行ってまいります。そのため、(1) 人事の刷新に努めることとし、円滑な幼稚園運営に資するために適材を適所に配置することにより、幼稚園教育の充実を図るとともに、地域における幼児期の教育センターの役割を果たすなど、将来の市立幼稚園のあり方を見据えた人材の配置を行ってまいります。また、(2) 人事交流の推進として、幼稚園現場と教育委員会事務局間での人事交流も含め、幅広い視野での人事交流を推進してまいります。次に、2実施にあたっての留意事項といたしまして、園児が安心して学べる魅力と活力ある園づくりを進め、ハラスメントのない、働きがいのある風通しの良い職場づくりを進めてまいります。こちらも今回追記するものであり、人事の活性化により、園児が安心して成長できる幼稚園づくりを目指してまいります。取組の具体といたしましては、(1) 配置換えについて、①対象者は、原則として現任園3年以上在勤した者とし、次の事項ア・イを考慮して計画的に行うこととします。ア 現任園において、5年以上在勤した者は、積極的に異動を行う。イ 教育実績・勤務状況・園の規模等を考慮する。②休職中、療養中、派遣中、産前産後休暇中、育児休業中の者は、原則として配置換えの対象としない。(2) 過員対策につきまして、定数減等により生じた過員を解消するための異動を必要とする場合は、原則としてすべての教職員を対象とする。最後に(3) 意見聴取につきまして、異動及び再任用者の配置にあたりましては、幼稚園の教職員構成、本人の希望、介護など、その他の事情について、園長から十分に意見聴取いたします。以上が議案第64号「令和3年度尼崎市立幼稚園教職員異動方針(案)」についての説明となります。これら3件の異動方針につきまして、議決をいただきました後、速やかに校園長に周知し、異動方針に則しまして、令和3年度の人事異動事務にとりかかりたいと考えております。以上で、議案第62号から第64号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員

時短制度は採用されているのか。

職員課長 時短制度は採用されており、利用している方もおられます。

徳山委員 介護と育児両方か。

職員課長 育児のみでございます。介護の時短制度はなく、時間単位の休暇制度となります。

徳山委員 例えば、議案62-2の2-(1)-③において、時短勤務者も配慮することも必要かと思うがいかがか。

職員課長 教員も行政職員も同様ですが、様々な家庭の事情がございますので、多様な働き方ができ、継続して働くことができることが大切と思っておりますので、育児や介護の関係のことも可能な限り配慮することは考えております。

松本教育長 一般的に、育児中で時短若しくは時間をずらして働いている方は、異動の対象になっているのですよね。

職員課長 対象になります。ただ、家庭等の事情を加味して、例えば、ご自宅から近い一定のエリアを希望して、異動がどうしても必要であれば、近いA校からB校への異動ができるのかなど、配慮は必要に応じて行うものとなります。

徳山委員 一般的に配置替えの対象としないとする、対象者の幅が広がり人事異動上、大変となるということか。

職員課長 家庭の事情等を考慮すべき方はたくさんおられると思いますが、異動希望を全て反映することはできません。ここで例に挙げさせてもらっている休業・休暇中の方は異動対象としませんが、部分休業や時短の勤務に復帰されている方は異動対象とはなりますが、事情等は一定加味する必要があると認識しております。

松本教育長 例えば、(4)意見聴取が、配慮をすると認識でよかったですか。

職員課長 仰るとおりです。

徳山委員 市立高校の方針案のところ、9年以上の在勤の方は何割いるのか。

職員課長 教諭でございますと、市立尼崎高校は、6割から7割。双星高校は、5割から6割。琴ノ浦高校は3割程度が異動対象者となっております。

徳山委員 結果的に、9年以上の人が、異動しないという状態はないということか。それとも異動しないまま定年を迎える場合もあるのか。

職員課長 昨年度の市尼での体罰事案でも、教員の在勤年数の長期化の課題について有識者会

議でもご意見をいただきました。ご指摘を踏まえて積極的な人事異動や人事交流を努めていかなければならないですが、市立高校3校で異動先が少なく、又、専科の問題もあり現実的にはなかなか異動できていない現状がございます。

仲島委員 本気で改革をするのか、しないのか。本気で改革をしないのなら、方針案に書かなくてもよい。異動先は少ないが、なくはない。双星高校があるし、体育科はないが、普通科はあるので、体育科教師の異動も出来る。人が代わらないと学校は変わらない。

管理部長 委員ご指摘の内容については、事務局も痛切に感じているところでございます。昨年の異動方針でも市立高校間で異動すると明記しておりましたが、できていなかった実態がございます。その中で、有識者会議の報告でもご指摘を頂いておりますので、今回は積極的に行うと異動方針で掲げております。結果がどうかという話でございますので、実際人事案ができたところでご評価いただければと思います。委員会としては、高校の人事についての改革の第一歩と考えておりますので、決意を持って進めてまいります。

仲島委員 全国の高校でも起こっていることと思う。どこかで風穴をあけないといけない。先生のためにも異動させるべき。せっかく改革をしようとしているのだから、今しかないと思う。

松本教育長 原案ができたときに報告していただき、確認させていただきます。

太田垣委員 議案第62号の、2-(1)-④で「若手管理職ならびに女性管理職の育成を視野に入れた配置換え」と明記されているが、女性管理職と示しているのはなにか意図があるのか。

職員課長 女性管理職につきましては、中学校に比べ小学校は比較的多いのですが、中学校が特に少ないです。もともとの教員全体の男女比率が違うところがございますが、教員だけでなく行政職員も含め、男女格差が生じないように、中学校の方で特に登用を進めていく必要があると考え明記しております。

太田垣委員 社会では女性の社会進出がもてはやされているが、教職員は管理職になると適性ももちろんあると思うが、その点を考慮せずに女性だからとされることは疑問がある。大切なことであると思うが、人間性とかそういった点を見据える必要があると思うし、文言は変えても良いと思う。例えば、多様化時代に適した人選など。

徳山委員 ダイバーシティ推進課にも相談して決めたら良いのでは。

松本教育長 では、事務局で一度検討していただいて、また報告させていただきます。

磯田委員 議案第64号の幼稚園教職員異動方針で、1-(2)人事の刷新で、将来の市立幼

稚園のあり方を見据えたとはどういうことか。

職員課長 幼稚園の教員は、平成29年度採用以降、採用はしておらず、幼稚園そのものの今後のあり方を検討する必要がある、それによって、教員の構成に影響もあることから、その対応が必要になると考えております。

仲島委員 議案第62号で、昨年も一昨年も「異校種への配置換えを積極的に進める」としていたが、小中間で変わった教員の実績は。

職員課長 美術の先生で、1名でございます。

仲島委員 今は全国どこでも小中連携は当たり前になっている。小中連携会議も大事だが、小中で人事交流をすれば、一気に連携は進む。中学校の先生が小学校に行っこそ、小学校の実情が分かるし、その逆もそう。生徒指導の仕方も小中ではずいぶん違うし、中学校では進路が重要になってくるが、小学校の先生はそれをあまりわかっていない。小中お互いのしんどさもわかってこそ、小中9年間の見通しがつくし、連携も深まると思う。現実にはなかなか小から中、中から小への希望はないだろうが、そこは管理職の声掛けが大事になってくると思う。また管理職の交流については、尼崎では中学校から小学校の校長への異動はよくあるが、小から中への校長の異動はほとんどない。過去に1件あったがその時はとてもよかったので、これからも進めてほしい。

松本教育長 現場の先生の人事異動の調書には、他校種への希望欄はあるのか。

職員課長 希望欄はございます。免許要件があることから難しい面もございますが、いただきましたご意見を基に、積極的に検討する必要もあるかと思えます。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

教育委員 字句修正があれば教育長に一任します。

松本教育長 分かりました。それでは、質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第62号」及び「議案第63号」、「議案第64号」を、一部字句修正があれば、教育長に一任の上で、可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第62号」及び「議案第63号」、「議案第64号」は、今申し上げたとおりとし、可決いたしました。次に、日程第3「協議・報告」の「生涯学習プラザの取組みについて」を議題とします。提案理由の説明を求めます。大前生涯、学習！推進課長。

生涯、学習！推進課長でございます。生涯学習プラザの取組みについてご報告させていただきます。まず、生涯学習プラザの概要について、これまでの振り返りも含めてのご説明です。資料17ページをお開き願います。生涯学習プラザは、生涯学習の拠点及び自治のまちづくりを支える拠点として、令和元年度より設置及び管理に関する条例を制定し、改めて位置付けたものです。旧地区会館（貸館）と旧公民館（事業主体と貸館）を同じ機能を持つようにしたものです。これにつきましては、教育委員会からもご意見をいただきまして、位置づけ等を変更したときの意図が時間の経過とともに薄れることがないように条例の条文に位置づけ等を明記しております。施設としての主な変更点ですが、公民館は直営で、地区会館は指定管理者が運営していた一方で、生涯学習プラザは、窓口関係の業務を指定管理者、事業の実施を直営でしております。また、利用制限としましては、公民館は社会教育施設ということで政治や宗教、営利関係の利用の制限、地区会館は営利関係の利用の制限がございました。生涯学習プラザでは、利用者を増えるよう、できるだけ制限をなくすことにいたしました。事業実施につきまして、公民館の事業は、資料のように教育基本法や社会教育法の趣旨を踏まえた事業になっております。地区会館は、指定管理者による自主事業を実施していただいております。館の利用率を上げるための事業が多かったという状況です。旧公民館の事業を継承しながら地域での課題解決や魅力向上の活動支援に繋がるような事業を実施することとしています。17ページ下の設置に当たってということで、施設を設置するだけでなく、行政上の組織も変更しております。市長部局であった地域振興センターと教育委員会事務局の公民館を一体化し、地域課を設置しました。地域課と生涯学習プラザの設置を合わせて、学びや活動の循環・充実していこうとしております。また、下2つで、職員も地域に向き合いながら地域づくりや繋がりづくりをしていくため、地域の会議に出たり、課題を見つけたりしているほか、様々な主体の「つなぎ」役になるよう併せて取り組んでいます。これらを活かせるために研修や評価の見直しも行っております。こうしたことで、地域を良くするための主体的な活動が広がるような環境を整えていこうことです。次の18ページをお願い致します。地域課が行う取組の目的としまして、今、生涯学習審議会でも議論していただいておりますが、目的を共有して進み方を統一したいと考えております。1つ目は、技術やスキルの向上、健康や生き甲斐づくりを通して自分を磨くなど、自分らしく生きるため。2つ目は、地域の一員としてお互いが尊重して助け合いながら生きるため。3つ目は、上の2つを通じて、地域全体が発展し、持続可能になるため。これら目的のもとに取り組んでいくことを意識するようになりたいと考えております。次に下側に参考で、平成28年度から令和元年度までの講座の数を示しております。旧公民館の事業も継承しますことから、平成30年度の395講座から令和元年度の442講座と、2月下旬からはコロナの関係で開催できなかった事業もある中、数としては増加しております。旧地区会館側でも事業の実施ができたほか、子育て関連のウェルカムパーティー事業と合わせた実施などで増えたものです。特に人権・平和学習推進事業や家庭・地域子育て力向上事業は大幅に増え、他は概ね横ばいとなっています。19ページをお開き願います。ここからは、各地域課の職員が地域の方々との関係づくりの中での一定の成果を事例ベースでご紹介致します。5つのテーマに分けて整理をしました。1つ目は、登下校の安全の確保に係る取組としまして、中央地域課と小田地域課の事例

です。中央地域課の事例ですが、小学校登下校時の見守り体制の見守り員が1箇所には複数の方が立っており、見守りができていない箇所もあるという保護者の声があり、調整の結果、1箇所1人とし、見守り箇所が増えました。小田地域課の事例は、通学路の危険箇所等の対策で、これはPTAの会議で出た意見ですが、外側線の施工や、危険家屋の撤去などを関係部署につなぐことで改善できました。2つ目の防災に係る取組としまして、武庫地域課と園田地域課の事例です。武庫地域課の事例ですが、武庫北小学校地域学校協働本部との連携の中で、校長先生のお困りごとをみんなで考えようとワークショップを開催したことで、警報が出たときに現地を確認できる体制や、登下校の引き渡し場所に集まっていただけの保護者でLINEグループができ緊急下校時を知らせる体制が整いました。園田地域課では、園田北小学校区防災マニュアルの作成として、小学校単位の自治運営組織と協働して防災時に混乱するということがあり、ワークショップによりマニュアル作成をし、災害時の情報が一元化されてよかったですご意見を頂きました。20ページをお願い致します。3つ目は、子ども・子育て支援に係る取組としまして、立花地域課と園田地域課の事例でございます。立花地域課の青少年の居場所づくりとして、毎週の学習スペースや、月1回のイベントを開催し、中高生の第3の居場所を作っています。その居場所づくりに合わせて勉強会を行うなど、青少年のケアや成長を支援することにつなげようとしております。園田地域課のウェルカムパーティー事業の事例は、地域のよさを知ってもらう事業として、従来から地域振興センターで実施していた事業です。子育て関連の情報をまとめた冊子を行政が作成していましたが、編集委員を募集し、地域の方のニーズに合うように作成できた例です。4つ目は、学びの場等の提供に係る取組としまして、小田地域課と大庄地域課の事例です。小田地域課の事例は、昨年度の夏休みに、地域の企業や団体の協力のもと、どこかで子どもたちが学びや体験ができる講座等を実施致しました。大庄地域課は、大庄元気むらに、多数のキーパソンが集まる中で地域課が支援しております。最後の5つ目はその他の取組として、立花地域課と武庫地域課の事例です。立花地域課の地域や学校との連携で、学校のお困りごとをきっかけに、町会やプラザ登録団体を学校につなぎ、中学校の健全育成事業を支援しました。また、地域課の事業に参加してくださった方の交流会を開催し、事業の枠を超えた交流が生まれました。武庫地域課のこどもの食の支援事業は、コロナで学校が休校となった中、給食が1日の唯一の食事であるような小中学生を対象に、昼食の提供を実施しました。実際、食だけではなく、居場所を求めていることも分かりました。以上が、令和元年度と令和2年度を取組の一部をご報告させていただきました。現時点の成果と課題でございます。まず、成果としましては、地域の方々との接点（顔の見える関係）づくりは進んできたと思っております。学校、企業とも連携した取組が進むようになってきました。市民自らが講師となり、自らの学びを他者に伝え、お互いに学ぶ取組が増えてきております。課題としましては、組織統合に伴い、対象や目的が重複する部分を再整理する必要があります。また、地域に向いて把握した課題を学びの事業に反映させる点が十分ではないと思っておりますので、生涯学習審議会の意見を踏まえながら進めていきたいと考えております。最後に生涯学習審議会についてですが、生涯学習プラザの取組の振り返りやチェック、や目的の部分等の意見を頂く場としております。まだまだ模索している状況ではございますが、今後も継続してご報告させていただきます。説明

は以上でございます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 今年度はコロナもあり積極的に動けない面はあると思うが、Zoom を活用した様々な動きがあると思うので、プラザの利用者へ積極的に活用してはどうか。

生涯、学習！推進課長 オンラインを使用している事業や講座は多数ございます。また、利用方法が分からないと意見もございますので、生涯、学習！推進課や立花地域課や武庫地域課では、Zoom の使い方講座も開催しています。コロナだから何もできないのではなく、各地区で工夫をしながら実施しております。

磯田委員 1年経過しての意見ですが、外から見ても苦労しながらも順調に稼働しているのは分かります。ただ、6地区での温度差があると感じた。地区の中でも、旧公民館の利用の仕方と生涯学習プラザの使い方も異なる。旧公民館は前からの職員が多く配置されており、以前の感覚が残っていると感じた。後、学校配置されている校区担当の方が、走りすぎて大変そうで、次の段階がどうなるのかと懸念している。稼働率も上がっているのも分かります。次の段階と、又、各地区の温度差をどのように埋めていくのかを今後どのように考えているのか。

生涯、学習！推進課長 委員ご指摘のとおり、各地区で進み方に差があるのは感じております。今回この資料の中で目的を整理しようと説明しましたことにも関連しますが、地域との関係づくりの過程で進み方やアプローチの仕方が若干違ってくる中で、手法は違っても、目的は共有しておくことで向かう方向を固めたいということになったためです。また、今年度内に審議会のご意見を聞きながら決めていきたいことは、その取組をどのように考えて実施し、その結果がどうなったか。また、その結果に対して次の年にどのように改善つなげるかという振り返りの仕組みをまとめたいと考えております。今後、審議会で案を提示したいと考えております。後、旧公民館と地域振興センターの融合の点は、一年目は事務分担まで十分に融合しきれていないところはあったようで、今年度は分担を上手く重ね合わせ担当するという工夫も徐々に進みつつあるところですが、また、一体化により職員は若くなってきています。新しい施設は、施設が綺麗ということもあり、利用者がたくさん居られるところはありますが、今後も旧公民館との使い方を含めて融合していきたいと考えております。

松本教育長 地域振興体制の私なりの理解は、既存の地域を支えるある団体が、時代の変化により限界が来ている中で、新しい公共の支え手を育てていこうというところが根本にあるのかと受け取っています。PTA や社協しかりですが。そうした時に登校時の見守り再配置や防災マニュアル作成の取組をされたときに、プレイヤーが既存の団体の方が議論しているのか、新しい方が参加しているのかということからは、注目すべき視点であると思うが、いかがか。

生涯、学習！推進課長 十分といえないかも知れませんが、新しい方も入っていると聞いております。具体的には、登下校の事例で言えば、自治体活動されていない保護者の方が、子どもの登下校の通路を歩いたりしていただいています。防災マニュアルは、新しい方という訳ではないかもしれませんが、地域学校協働本部の方で、災害時学校に避難した際、実際いきなり機能するのかを自ら考えたりして頂いております。学びと活動が循環するという意味で、新しい方が増えるような視点や枠組みを取り入れたら良いという点は、共有してまいります。審議会でも、平和や人権については、同じ人に同じことを繰り返し伝えるのではなく、新しい人に伝える方が、啓発ということでは効果があるのではないかというご意見もいただきましたので、そのようなことから、新しい方にも広げていくことも大事にしてまいりたいと思います。

太田垣委員 生涯学習プラザという名前の施設の割には、取組の対象がヤングジェネレーションの気がする。

生涯、学習！推進課長 今回の資料は、教育委員会向けであることから、学校との連携の事例等を中心に作成しています。今日報告させて頂きました生涯学習プラザの事業の中に、旧公民館で行っていた市民大学といった事業があり、様々な講座がございます。これらに参加されている方は60歳を超えている方々が多いです。事業の中には高齢者を対象としている事業もたくさんあり、世代交流ができるような事業も考えております。引き続き、幅広い年齢の方を対象に事業を実施してまいります。

松本教育長 長期的に見れば、今後は地域課が窓口となって相談していくようになるのですかね。

生涯、学習！推進課長 全部がそうなるか分かりませんが、地域で困ったら、一旦、地域課に相談する流れができれば良いと思います。社協もその仕組みになっていると思いますし、現在も連携しており、直接解決はできなくとも関係機関等へ繋ぐ起点になれば良いと思います。

太田垣委員 利用制限は、宗教の縛りがなくなったということか。

生涯、学習！推進課長 従来は、社会教育施設であることから法律上の利用制限がありました。法の趣旨は団体だから使ってはいけないということではないと理解していますが、公民館では厳しい運用であったものを地区会館並みに緩めたものです。

松本教育長 よく福祉会館で葬儀を執り行っているが、プラザでも出来るのか。

生涯、学習！推進課長 条例上、禁止とはしていませんが、周りへの影響もございますのでご遠慮していただいております。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。次に、「尼崎市文化財

保護審議会への諮問について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。伊元歴史博物館長。

歴史博物館長

歴史博物館長でございます。「尼崎市文化財保護審議会への諮問について」ご報告申し上げます。お手元の資料23ページをお開き願います。本件は、尼崎市文化財保護条例第14条第2項の規定に基づき、諮問するものでございます。諮問先は、「尼崎市文化財保護審議会」でございます。尼崎市文化財審議会はそれぞれ各分野の学識経験者5人で構成されておりまして、現在の委員は、資料29ページの中ほどに掲載の名簿のとおりでございます。諮問日は、「令和2年11月27日」でございます。諮問内容は「令和2年度尼崎市指定文化財の指定について」でございます。次に、審議会にて調査・審議いただく尼崎市指定文化財の候補物件ですが、事務局からご提案する2件につきましてご説明をさせていただきます。1件目の候補物件名は、「武庫庄遺跡出土 大型掘立柱建物柱根」で、数量は8本でございます。所有者は、「尼崎市」、所在地は、「尼崎市南城内10番地の2」でございます。次に、資料の概要につきましてご説明させていただきます。この資料は、尼崎市武庫之荘本町2丁目から武庫之荘7丁目にかけて所在する弥生時代中期（今から約2100年前）を中心とした集落遺跡であります「武庫庄遺跡」の第36次発掘調査の際、梁行8.5m、桁行10.0m以上の弥生時代中期の建物としては、日本最大級の大型掘立柱建物が見つかりました。この建物の柱穴からはヒノキの柱根が8か所全てで残っていたため、弥生時代の実年代を知るために、この中から比較的残りの良い柱根5本で年輪年代法による年代測定を実施しました。年輪年代測定法とは、樹木は成長とともに年輪の数が1年にひとつずつ増え、また、気象環境等の影響による成長の度合いにより年輪の幅は変動します。この特徴を利用して木材に残る年輪幅を測定し、年代を明らかにする方法で、計測した年輪幅の変動パターンを解析することで、年代を特定することができます。その結果、これまで弥生時代中期は紀元前1世紀に始まると考えられていましたが、約1000年さかのぼる結果が報告され、学界に大きな波紋を投げ掛け、弥生時代の実年代を考える上で貴重な資料となっております。なお、大型掘立柱建物跡の画像と図面、柱根の写真は、次のページ、24ページから27ページに掲載のとおりでございます。続きまして、28ページをお願いいたします。2件目の候補物件名は、「豊臣秀吉朱印状（堀田三左衛門尉宛）」で、数量は「1幅」でございます。所有者は、「尼崎市」、所在地は、「尼崎市南城内10番地の2」でございます。次に、資料の概要につきましてご説明させていただきます。天正14年（1586年）10月4日付けで豊臣秀吉が摂津国川辺郡富田村の430石の地を堀田三左衛門尉に与えることを伝えたものであります。年月日の下部に秀吉の朱印があることから朱印状と呼ばれております。平成8年（1996年）に尼崎市が歴史博物館資料として取得し、現状は掛幅装となっております。本紙の法量は縦29.0cm、横48.3cmで、保存状態は良好でございます。富田村は現市域北東部の旧猪名川西岸に位置し、現在の尼崎市東園田町1～2丁目付近にあたります。これまでは富田村が記述されている最古の文献資料は慶長10年（1605年）の「慶長十年摂津国絵図」とされてきましたが、本資料によって初見年代が遡ることになります。堀田三左衛門尉は豊臣秀吉に仕えた武士で、馬廻組に属し、文禄元年（1592年）の朝鮮出兵では前線基地の肥前名護屋城に在陣していたことがわか

っていますが、実名や生没年等は不詳であります。馬廻は大将に付き従い伝令や護衛を務める騎馬武者で、平時には側近として取次などを行っていました。なお、「赤見分」とありますので、富田村は、以前は秀吉に仕えた尾張出身の赤見氏領となっていた可能性が考えられます。安土桃山時代の尼崎は、荒木村重の没落後、池田恒興、三好信吉の領地となりました後、天正13年(1585年)以降は豊臣氏の直轄領となっておりますが、本資料によって、現市域内には直轄領以外に秀吉の側近に仕える武士の所領があったことがわかります。富田村の初見の文献資料となる本資料は現市域に関して発給された現存唯一の豊臣秀吉の所領給付の朱印状であり、不明な点が多い安土桃山時代の尼崎周辺地域における領有関係を具体的に知ることができる貴重な資料といえます。最後に、今後の予定ですが、来る27日に開催予定の第1回の尼崎市文化財保護議会にて、ただ今、ご説明申し上げました2件の候補物件を事務局からご提案することにしております。候補物件としてご審議いただくことに決しました後は、1月中旬に開催を予定しております第2回の審議会にて実物調査をしていただき、その結果を踏まえ、2月中旬に開催予定の第3回の審議会にて答申をいただく予定でございます。答申をいただきました後は、「尼崎市指定文化財の指定について」の議案を教育委員会に上程させていただき、本年度の文化財指定についてご審議いただきたいと考えております。なお、29ページから31ページにかけて、本年11月1日現在の尼崎市指定文化財の一覧表を、31ページ中ほど以降に関係条例の抜粋を付けさせていただいておりますので、あわせてご清覧願います。ご報告は以上でございます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

仲島委員 朱印状は秀吉が書いているのか。

歴史博物館職員 領地を与えるとか公的な文書は、右筆という専門の筆記者が書きますので、直筆ではございません。

松本教育長 領地を秀吉名で与えるということは、堀田三左衛門尉は、役職が上の方なのか。

歴史博物館職員 役職的には低く、何万石の領地を持つ大名ではなく、馬廻組として秀吉の側近に仕え、合戦の時には伝令などの役割をしたと考えられております。これまでは、朝鮮出兵の時に名護屋に在陣していたという記録が1点あるだけで、具体的に何をしていたか、わかる資料は見つかっておりませんでした。この資料から、天正14年に秀吉から富田村の土地を与えられていたことが分かります。

松本教育長 領地を与える時には、どんな役職の人でも秀吉の名前で与えるのか。

歴史博物館職員 豊臣秀吉の政権期は、上は大名から末端の武士まで、秀吉に直接仕えた武士に対しては秀吉自らの花押や印判のある文書を出して領地を与えています。江戸時代には誰がどこの土地を領地としていたのかということは明らかになってはいますが、豊臣政権期については分かっていないことが多く、今回の資料は大変貴重であると考えており

ます。

松本教育長 弥生時代の定義はなにか。

歴史博物館職員 縄文時代と弥生時代の違いについては米づくりが挙げられます。米作りが始まったのをもって、弥生時代とすることが教科書等に掲載されております。縄文時代にも米はあったとの記述もございますが、弥生時代はお米とともに米づくりの技術も入ってきております。これらの技術、米作りの文化が入ってきたことをもって弥生時代とするものです。

松本教育長 それでは、この建物があつたときは、なぜ弥生時代となるのか。

歴史博物館職員 遺跡調査では出土品として土器がございます。当時に使われた弥生土器を相対的に並べ、推定で2200年ぐらい前であろうと考えられています。また、年輪年代測定法を用い、建物の柱が推定でB.C. 168年に伐採されたものであることが分かりました。弥生時代中期の掘立柱建物で言いますと、この建物は日本で最大の建物だと思います。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

松本教育長 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。中島企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会11月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、32ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。11月2日に教育委員会臨時会がございました。また、市議会閉会中である11月4日に文教委員会があり、少人数学級の拡大についての陳情に係る継続審査がございました。次に、学校教育関係でございます。寺西化学工業株式会社様と株式会社日興商会様連名により、寺西化学工業株式会社の製品であるサインペン、マジックインキ、オイルパステル等の文具を多数、小・中・特別支援学校と幼稚園へ寄付があり、教育長より11月6日に感謝状を贈呈致しました。続いて、社会教育関係でございます。11月3日から12月20日まで、田能資料館開館50周年記念特別展「田能遺跡の弥生人―田能家の人々―」が開催されております。また、11月10日に社会教育委員会議が開催されました。最後に、12月の主要行事予定表でございますが、11月27日から30日まで11月市議会臨時会が開催されます。また、12月8日から23日まで12月市議会定例会が開催され、9日から11日までは一般質問、17日に文教委員会があります。教育委員会12月定例会につきましては、12月21日15時30分から開催いたします。報告は、以上でございます。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。ここで、職員の入替えを行います。また、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会11月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会11月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時54分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会11月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。